

(写)

7 三 総 政 第 531 号

令和 7 年 11 月 20 日

三鷹市議会議長 伊 藤 俊 明 様

三鷹市長 河 村 孝

議案の送付について

令和 7 年第 4 回三鷹市議会定例会に提出するため、下記議案を別紙のとおり送付します。

記

- 議案第48号 三鷹市公契約条例
- 議案第49号 三鷹まるごと博物館条例
- 議案第50号 三鷹市組織条例の一部を改正する条例
- 議案第51号 三鷹市印鑑条例の一部を改正する条例
- 議案第52号 三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第53号 三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第54号 三鷹市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第55号 三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第56号 三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第57号 三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 議案第58号 三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 議案第59号 三鷹市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第60号 三鷹市一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

- 議案第61号 三鷹市スポーツ施設条例の一部を改正する条例
- 議案第62号 三鷹市立児童遊園条例の一部を改正する条例
- 議案第63号 三鷹市牟礼老人保健施設条例の一部を改正する条例
- 議案第64号 三鷹市まちづくり条例の一部を改正する条例
- 議案第65号 三鷹市下水道条例の一部を改正する条例
- 議案第66号 三鷹市吉村昭書斎の指定管理者の指定について
- 議案第67号 三鷹市立アニメーション美術館の指定管理者の指定について
- 議案第68号 大沢コミュニティ・センター等の指定管理者の指定について
- 議案第69号 三鷹市北野ハピネスセンターの指定管理者の指定について
- 議案第70号 赤鳥居通り駐輪場等の指定管理者の指定について
- 議案第71号 令和7年度三鷹市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第72号 令和7年度三鷹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第73号 令和7年度三鷹市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 48 号

三鷹市公契約条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年11月28日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市公契約条例

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 公契約に係る労働条件の確保（第6条—第15条）

第3章 三鷹市公契約審議会（第16条—第18条）

第4章 雑則（第19条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、三鷹市（以下「市」という。）が締結する公契約に関し、基本方針を定め、市及び受注者の責務を明らかにし、受注者及び市内事業者の経営環境に配慮した取組並びに公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働環境の整備を推進するとともに、公契約の適正な履行を確保することにより、一層の公共サービスの質の向上を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公契約 市が締結する工事、製造その他の請負契約、業務委託契約及び売買契約その他の契約並びに三鷹市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年三鷹市条例第13号）第8条の規定により締結する公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。

(2) 受注者 市と公契約を締結する者をいう。

(3) 受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（次号イに掲げる者を除く。）

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき、受注者又はアに掲げる受注関係者に公契約に係る業務に従事する労働者を派遣する者

(4) 労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準

法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）

イ 自らの労務の対価を得るため、受注者又は受注関係者との契約により公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者で、当該業務を他の者を使用しないで行うもの

(5) 労働報酬 公契約に係る業務についての労働の報酬であつて、次に掲げるものをいう。

ア 前号アに掲げる者がその雇用する受注者又は受注関係者から得る賃金

イ 前号イに掲げる者が同号イの契約により得る収入

(基本方針)

第3条 市における公契約に係る基本的な方針は、次のとおりとする。

- (1) 入札及び契約過程における透明性を確保し、公正な競争を促進すること。
- (2) 談合その他の不正行為を排除すること。
- (3) 市内事業者の受注機会を確保し、その活用を図ること。
- (4) 労働者等の適正な労働条件の確保及びその他の労働環境の整備を図ること。
- (5) 市と受注者との対等な関係に基づき、公契約の適正な履行に向けて取り組み、品質を確保すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本方針にのっとり、公契約に係る施策を総合的に実施するとともに、社会情勢への変化にも柔軟に対応し、不断の見直しを行わなければならない。

- 2 市は、実施する入札及び契約過程における手続について、公契約の適正な履行を前提としながら、受注者の事務負担軽減に努めなければならない。
- 3 市は、労働者等の労働環境が適正なものとなるために必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 4 市は、この条例の目的を達成するために、広く市民に趣旨を普及するよう周知に努めなければならない。

(受注者の責務)

第5条 受注者は、公契約を締結し履行する者としての社会的責任を自覚し、この条例その他の法令を遵守するとともに、市が実施する公契約に係る施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 受注者は、労働者等の適正な労働条件の確保及びその他の労働環境の整備に努めなければならない。

第2章 公契約に係る労働条件の確保

(労働報酬下限額等の適用を受ける公契約)

第6条 次条から第15条までの規定は、公契約のうち次に掲げるものについて適用する。

- (1) 工事又は製造の請負契約で、その予定価格が5,000万円以上のもの
- (2) 工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約のうち、その予定価格が2,000万円以上のものであって、規則で定めるもの
- (3) 指定管理協定のうち、規則で定めるもの

2 前項の規定は、受注者が国、地方公共団体その他市長が認める者である場合については、適用しない。

(労働者等の労働報酬)

第7条 市は、公契約において、その受注者及び受注関係者が労働者等（最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条の規定の適用を受ける者を除く。第12条第1項、第16条第3項並びに別表1の項、8の項及び9の項を除き、以下同じ。）に対し市長が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の額の労働報酬（前条第1項第2号及び第3号に掲げる公契約に係る労働報酬にあつては、同法第4条第3項各号に掲げる賃金を除く。以下同じ。）を支払わなければならないことを約定するものとする。

2 労働報酬下限額は、時間によって定めるものとする。

3 労働報酬が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合における当該労働報酬の額を時間についての金額に換算する方法は、規則で定める。

(労働報酬下限額の決定)

第8条 労働報酬下限額は、次の各号に掲げる労働者等の区分に応じ、当該各号に定める事項その他の事情を勘案して定めるものとする。

- (1) 第6条第1項第1号に掲げる公契約に係る労働者等 農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価
- (2) 第6条第1項第2号又は第3号に掲げる公契約に係る労働者等 市の区域に係る最低賃金法第9条第1項に規定する地域別最低賃金その他公的機関が定める基準で市長が必要と認めるもの

2 市長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、あらかじめ第16条第1項に規定する三鷹市公契約審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、労働報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

(労働環境の報告)

第9条 受注者は、規則で定めるところにより、受注した公契約における労働関係法令の遵守状況その他労働環境に関する事項及び労働者等に対する労働報酬の支払状況に関する事項を市長に報告しなければならない。

(労働者等の申出)

第10条 労働者等（労働者等であった者を含む。この条、次条、第12条及び別表4の項において同じ。）は、労働報酬が支払われるべき日において、当該労働報酬が支払われないとき又は支払われた当該労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、市、受注者又は受注関係者（当該労働者等を雇用し、又は当該労働者等と第2条第4号イの契約を締結した受注関係者に限る。）に対し、その事実の申出をすることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第11条 受注者及び受注関係者は、前条に規定する申出を受けたときは、誠実に対応するとともに、当該申出をした労働者等について、当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約又は業務委託契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(報告、立入調査等)

第12条 市長は、市に対し第10条の規定による申出があったとき又は第7条第1項及び第15条の規定により約定した事項の遵守状況を確認するために必要があると認めるときは、受注者若しくは受注関係者に対し必要な報告を求め、又は市職員をして当該受注者若しくは受注関係者の事業所等に立ち入らせ、労働者等に係る労働条件等が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問を行う市職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(是正措置)

第13条 市長は、前条第1項の規定による報告又は立入調査等の結果、受注者又は受注関係者が第7条第1項又は第15条の規定により約定した事項を履行していないと認めるときは、当該受注者に対して、是正するための必要な措置を講じる

ことを求めなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定による市長からの求めがあったときは、速やかに是正のための必要な措置を講じるとともに、当該措置の内容を市長に報告しなければならない。

(公表)

第14条 市長は、別表5の項に定める事由による公契約の解除（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令を含む。以下同じ。）をした場合又は公契約の契約期間（指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に規定する指定管理者に管理を行わせる期間をいう。）終了後に受注者若しくは受注関係者が当該事由のいずれかに該当していたことが判明した場合は、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公契約に係る受注者又は受注関係者に対し、当該公表に係る理由を通知し、当該受注者又は受注関係者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(公契約において約定する事項)

第15条 市は、公契約において、第7条第1項に規定する事項のほか、第9条及び第11条から第14条までの規定に関する事項並びに別表に規定する事項を約定するものとする。

第3章 三鷹市公契約審議会

(審議会の設置)

第16条 この条例の公正な運用を図るため、市長の附属機関として、三鷹市公契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、労働報酬下限額に係る事項その他市長が必要と認める事項について調査審議し、答申する。
- 3 市長は、第6条第1項の適用を受ける公契約（同条第2項に規定する場合を除く。）の受注者又は当該公契約の業務に従事する労働者等から、当該公契約の適正な履行に係る意見の申立てがあった場合は、当該申立ての内容を審査し、妥当と認めるときは、審議会に諮問するものとする。

(審議会の組織)

第17条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員6人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2人以内
 - (2) 事業者団体関係者 2人以内
 - (3) 労働者団体関係者 2人以内
- 2 審議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(審議会の運営)

第18条 前2条に定めるもののほか、審議会運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第6条、第7条及び第9条から第15条までの規定は、令和9年4月1日以後に締結する契約（指定管理協定にあっては、地方自治法第244条の2第3項及び第5項の規定により公の施設の管理を行わせるものとして同日以後の日から期間を定めて指定する指定管理者との間で締結する指定管理協定）から適用する。

(検討)

- 2 市長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、適切な見直しを行うものとする。

別表（第15条関係）

事 項	内 容
1 労働関係法令の遵守	受注者は、労働者等（第2条第4号アに掲げる者をいう。）に係る労働条件に関して、労働基準法その他の労働関係法令の規定を遵守しなければならないこと。
2 受注者と受注関係者との契約	受注者は、受注関係者と公契約に係る契約を締結するときは、受注者自らが遵守すべき約定事項について、当該受注関係者が遵守することとなるよう約定しなければならないこと。

	ならないこと。
3 労働者等に対する周知	受注者は、労働報酬下限額その他必要な事項を作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又は労働者等に対し当該事項を記載した書面を交付し、周知しなければならないこと。
4 労働報酬に係る連帯責任	受注者は、受注関係者が労働者等に対して労働報酬を支払わないとき又は受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該受注関係者と連帯して、当該労働者等に対し、当該労働報酬に相当する金額又は労働報酬下限額と当該支払った労働報酬の額との差額に相当する金額を支払わなければならないこと。
5 公契約の解除	市長は、受注者又は受注関係者が次のいずれかの事由に該当するときは、当該公契約の解除をすることができるものとし、当該解除により受注者又は受注関係者に生じた損害について、賠償する責任を負わないこと。 (1) 第12条第1項に規定する報告の求めに応じず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条に規定する立入調査等を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは当該立入調査等における質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。 (2) 第13条第1項に規定する必要な措置を講じないとき。 (3) 第13条第2項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
6 損害賠償責任	受注者は、市がこの表の5の項の規定により公契約の解除をした場合において、当該公契約の解除により市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならないこと。
7 公契約の解除に係る違約金	市は、この表の5の項の規定により公契約の解除をしたときは、受注者に対し違約金の支払を求めることができること。
8 労働者等との契約条件	受注者は、労働者等（第2条第4号イに掲げる者をいう。）と請負契約又は業務委託契約を締結しようとするときは、この表の1の項の関係法令の趣旨を尊重したものとしなければならないこと。
9 継続雇用	受注者は、継続性のある業務に関する公契約を締結するときは、当該業務に従事する労働者等の雇用の安定並びに当該業務の品質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該公契約の締結前から当該業務に従事していた労働者等のうち希望する者を雇用するよう努めること。

提案理由

三鷹市が締結する公契約に関し、基本方針を定め、市及び受注者の責務を明らかにし、その適正な履行を確保することにより、一層の公共サービスの質の向上を図り、もって市民の福祉の増進に寄与するため、本案を提出します。

議案第 49 号

三鷹まると博物館条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年11月28日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹まると博物館条例

三鷹市は、武蔵野台地の豊かな湧水源に囲まれ、太古の昔から人々が暮らしてきた長い歴史を持つまちである。このまちに残された歴史、文化、自然等に関する固有の文化遺産について、市域に点在する文化遺産を全体で一つの博物館として捉え、総合的に調査し保存・活用するとともに、その成果を市民と共有することは三鷹市にとって重要であり、市民の学びの向上及び文化の発展を推進する。

文化遺産が市民に身近な存在となり、市民が三鷹をふるさとと思う気持ちを深めるとともに、市民との協働や観光振興、コミュニティ創生等の取組に寄与する、三鷹まると博物館を設置するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、三鷹のまち全体を博物館として捉え、三鷹固有の文化遺産の調査・研究及び保存・活用を図るとともに、新たな文化遺産を発掘・発見する多拠点型の活動であり、かつ、これらを支える組織及び機関である三鷹まると博物館について、基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化遺産 三鷹にある有形・無形の文化財に加えて、三鷹に関わりを持つ過去の人々の生活のあらゆる側面を包摂する、多様な文化や自然に関する事象・事物をいう。
- (2) 拠点施設 資料の収集・保存、調査・研究、展示、教育普及等の三鷹まると博物館の活動の拠点を担う常設施設をいう。
- (3) 行動する博物館活動 市域に点在する文化遺産を様々な拠点等で展示し、及び市内を巡回し、多くの市民の元へ届ける活動、文化遺産を自らの足で発見する活動並びに文化遺産を過去の静的な出来事としてのみ扱うのではなく、能動的な参加と学びにより、現代社会との関係を動的に捉えるための活動をいう。

(位置等)

第3条 三鷹まると博物館は、市全域を対象とする。

- 2 三鷹まると博物館の主たる位置は、三鷹市野崎一丁目1番1号とする。
- 3 三鷹まると博物館に拠点施設を置き、拠点施設の名称及び位置は市長が別に定める。

(設置及び管理)

第4条 三鷹まると博物館は、市長が設置し、管理する。

(事業)

第5条 三鷹まると博物館で行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 文化遺産に関する資料の収集・保存を行うこと。
- (2) 文化遺産に関する調査・研究を行うこと。
- (3) 文化遺産に関する展示、教育普及及び情報発信を行うこと。
- (4) 文化遺産に関する資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。
- (5) 文化遺産を通じた行動する博物館活動に関すること。
- (6) 文化遺産に関わる市民との協働並びに関係機関及び関係団体との連携に関すること。
- (7) 文化遺産に関わる市内の博物館との連携に関すること。
- (8) 文化遺産を通して地域を学び、他の地域及び世界とつながる活動に関すること。
- (9) 三鷹まると博物館を構成する諸施設の設置及び管理・維持・保全等に関すること。
- (10) その他三鷹まると博物館に関すること。

(職員等)

第6条 三鷹まると博物館に館長、学芸員その他必要な職員を置く。

- 2 市長は、前項に規定する職員のほか、館長に対して専門的な助言を行うアドバイザーを置くことができる。

(基本的運営方針)

第7条 市長は、三鷹まると博物館の活動を推進するため、基本的運営方針を別に定める。

(運営委員会)

第8条 市長は、三鷹まると博物館の活動を推進するため、三鷹まると博物館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

- 2 運営委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

三鷹まるごと博物館を設置するため、本案を提出します。

議案第 50 号

三鷹市組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年11月28日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市組織条例の一部を改正する条例

三鷹市組織条例（昭和46年三鷹市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条企画部の項第1号中「平和・人権・国際化施策、統計、市民参加と協働及び行政評価」を「行政評価、市民参加と協働及び統計」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 平和（国際交流を含む。）及び人権に関すること。

第2条スポーツと文化部の項第2号中「生涯学習」の右に「、博物館及び文化財の保護」を加え、同条子ども政策部の項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 児童青少年（学童保育所に関するものを除く。）、若者及び多世代交流に関すること。

(2) 子どもの成育及び子育て家庭に関すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（三鷹市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正）
- 2 三鷹市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成28年三鷹市条例第24号）の一部を次のように改正する。

本則第2号中「文化財の保護に関すること」を「次号に掲げるもの」に改め、同号を本則第3号とし、本則中第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 博物館の設置、管理及び廃止に関すること。

本則に次の1号を加える。

(4) 文化財の保護に関すること。

（三鷹市文化財保護条例の一部改正）

- 3 三鷹市文化財保護条例（平成18年三鷹市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「三鷹市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第3項及び第4項中「委員会」を「市長」に改める。

第6条第1項、第2項及び第5項並びに第7条第1項、第4項及び第5項中「委員会」を「市長」に改める。

第8条第1項中「この条例に基づいて定める三鷹市教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）及びこの条例に基づいてする委員会」を「これに基づく規則及び市長」に改め、同条第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第9条及び第10条中「委員会」を「市長」に改める。

第11条本文中「委員会」を「市長」に改め、同条ただし書中「委員会規則」を「規則」に改める。

第12条第2項、第14条第1項及び第2項並びに第15条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第16条第1項中「委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「委員会規則」を「規則」に改め、同条第3項及び第4項中「委員会」を「市長」に改める。

第17条、第18条第1項、第2項、第5項及び第6項、第20条、第21条第1項、第22条第1項、第2項及び第4項並びに第23条第1項、第2項、第5項及び第6項中「委員会」を「市長」に改める。

第24条中「委員会規則」を「規則」に、「を委員会」を「を市長」に改める。

第25条第1項、第26条第1項、第27条、第28条第1項、第29条第1項及び第6項、第30条、第32条第1項、第33条第1項、第34条、第35条第1項、第36条第1項、第37条、第39条第1項から第4項まで及び第7項並びに第40条第1項、第3項、第4項及び第6項中「委員会」を「市長」に改める。

第41条本文中「委員会規則」を「規則」に、「を委員会」を「を市長」に改め、同条ただし書中「委員会規則」を「規則」に改める。

第42条中「委員会」を「市長」に改める。

第43条本文中「委員会」を「市長」に改め、同条ただし書及び第6号中「委員会規則」を「規則」に改める。

第44条中「委員会規則」を「規則」に、「を委員会」を「を市長」に改める。

第45条中「委員会に」を削る。

第46条、第47条、第49条、第55条及び第56条第1項中「委員会」を「市長」に改める。

第57条中「委員会規則」を「規則」に改める。

第60条中「委員会」を「市長」に改める。

附則第5項中「委員会に」を削る。

（三鷹市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例及び三鷹市文化財保護条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 この条例の施行の際三鷹市教育委員会（以下「委員会」という。）が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に委員会に対してなされた申請その他の行為で、市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長が行った処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（三鷹市文化財保護条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の三鷹市文化財保護条例（以下「旧条例」という。）第49条の規定により委員会から委嘱された三鷹市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）の委員である者は、この条例による改正後の三鷹市文化財保護条例（以下「新条例」という。）第49条の規定により、施行日に市長から審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第50条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第49条の規定により委員会から委嘱された審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

提案理由

企画部、スポーツと文化部及び子ども政策部の分掌事務を改めるほか、市長が管理し、及び執行することとした事務に関し規定を整備するため、本案を提出します。

議案第 51 号

三鷹市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年11月28日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市印鑑条例の一部を改正する条例

三鷹市印鑑条例（昭和50年三鷹市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第15条中「第9条第1項」を「第9条」に、「第13条第1項及び第2項」を「第13条」に改める。

第17条第2項第2号中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

電気通信事業法の一部改正に伴い、引用する条項の号番号を改めるほか、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第 52 号

三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年11月28日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三鷹市職員の給与に関する条例（昭和26年三鷹市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の95」を「100分の96.25」に改め、同条中第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第15条の2第2項中「100分の117.5」を「100分の118.75」に、「100分の137.5」を「100分の138.75」に、「100分の147.5」を「100分の148.75」に改め、同条中第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第5項」を「第4項」に、「第4項」を「第3項」に改め、同項を同条第4項とし、第6項を第5項とする。

附則第10項中「第5項」を「第4項」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表(1)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	196,400	251,600	272,700	325,100	526,200
2	197,300	252,700	274,000	327,100	542,400
3	198,300	253,800	275,300	329,100	551,900
4	199,300	254,900	276,600	331,000	561,400
5	200,300	256,000	278,000	332,900	
6	201,400	257,100	279,300	334,800	
7	202,600	258,200	280,600	336,900	
8	203,800	259,300	281,900	338,900	
9	205,000	260,400	283,300	340,800	
10	206,200	261,500	284,600	342,800	
11	207,400	262,600	286,000	344,800	
12	208,800	263,800	287,500	346,800	
13	210,200	265,000	289,000	348,800	
14	211,600	266,200	290,600	350,900	
15	213,100	267,300	292,200	353,000	
16	214,600	268,600	293,800	355,000	
17	216,200	270,000	295,500	357,100	
18	218,500	271,300	297,400	359,200	
19	220,800	272,400	299,200	361,400	
20	223,200	273,700	301,100	363,600	
21	225,600	275,100	302,900	365,800	
22	227,600	276,400	304,800	368,300	
23	229,600	277,600	306,700	370,800	
24	231,600	278,900	308,500	373,300	
25	233,600	280,300	310,300	375,800	
26	235,700	281,800	312,200	378,300	
27	237,800	283,200	314,100	380,800	
28	239,900	284,600	315,900	383,600	
29	242,000	286,100	317,700	386,300	
30	243,200	288,000	319,600	389,300	
31	244,500	289,800	321,500	392,200	
32	245,800	291,700	323,300	395,100	
33	247,300	293,500	325,100	398,100	
34	248,300	295,000	326,900	400,900	
35	249,300	296,500	328,900	403,600	
36	250,300	297,900	330,800	406,300	
37	251,300	299,100	332,600	408,800	
38	252,200	300,300	334,500	411,300	
39	253,200	301,500	336,300	413,600	
40	254,200	302,800	338,200	416,000	
41	255,200	304,100	340,100	418,400	
42	256,100	305,400	341,900	420,700	
43	257,100	306,600	343,800	423,000	
44	258,100	307,700	345,700	425,300	

45	259, 100	308, 900	347, 600	427, 700	
46	260, 000	310, 100	349, 500	430, 000	
47	261, 000	311, 300	351, 400	432, 200	
48	262, 000	312, 500	353, 300	434, 400	
49	263, 000	313, 600	355, 300	436, 700	
50	264, 000	314, 700	357, 700	438, 900	
51	265, 000	315, 800	360, 100	441, 000	
52	265, 900	317, 000	362, 500	443, 100	
53	266, 800	318, 200	364, 900	445, 000	
54	267, 700	319, 300	367, 100	446, 800	
55	268, 600	320, 400	369, 100	448, 700	
56	269, 600	321, 500	371, 100	450, 500	
57	270, 600	322, 700	373, 000	452, 200	
58	271, 500	323, 800	374, 800	453, 900	
59	272, 400	324, 900	376, 600	455, 500	
60	273, 400	326, 000	378, 300	457, 200	
61	274, 400	327, 100	380, 100	458, 900	
62	275, 300	328, 200	381, 900	460, 300	
63	276, 200	329, 300	383, 700	461, 300	
64	277, 100	330, 400	385, 400	462, 100	
65	278, 100	331, 500	387, 000	462, 900	
66	279, 000	332, 500	388, 600	463, 700	
67	279, 900	333, 600	390, 100	464, 400	
68	280, 800	334, 700	391, 400	465, 100	
69	281, 700	335, 800	392, 700	465, 800	
70	282, 600	336, 900	393, 500	466, 500	
71	283, 500	338, 000	394, 300	467, 200	
72	284, 400	339, 000	395, 000	467, 900	
73	285, 300	340, 100	395, 700	468, 600	
74	286, 200	341, 000	396, 300	469, 300	
75	287, 100	342, 000	396, 900	470, 000	
76	288, 000	343, 000	397, 500	470, 600	
77	288, 900	344, 000	398, 200	471, 200	
78	289, 800	344, 900	398, 800	471, 900	
79	290, 700	345, 700	399, 400	472, 500	
80	291, 600	346, 400	400, 000	473, 100	
81	292, 500	347, 100	400, 500	473, 700	
82	293, 300	347, 700	401, 100	474, 300	
83	294, 200	348, 300	401, 700	474, 900	
84	295, 100	348, 900	402, 200	475, 500	
85	296, 000	349, 400	402, 700	476, 100	
86	296, 800	350, 000	403, 200	476, 700	
87	297, 700	350, 500	403, 700	477, 300	
88	298, 500	351, 000	404, 300	477, 800	
89	299, 400	351, 500	404, 900	478, 300	
90	300, 200	352, 100	405, 500	478, 900	
91	301, 100	352, 600	406, 100	479, 400	
92	302, 000	353, 000	406, 600	479, 900	
93	302, 800	353, 500	407, 100	480, 400	
94	303, 600	354, 000	407, 700	480, 900	

95	304,500	354,500	408,200	481,400	
96	305,300	355,000	408,700	481,900	
97	306,200	355,400	409,200	482,300	
98	307,000	355,900	409,700		
99	307,900	356,300	410,200		
100	308,700	356,800	410,700		
101	309,600	357,300	411,200		
102	310,500	357,700	411,700		
103	311,300	358,200	412,200		
104	312,100	358,700	412,700		
105	312,900	359,100	413,100		
106	313,600	359,500	413,600		
107	314,300	359,900	414,100		
108	315,100	360,300	414,500		
109	315,700	360,700	414,900		
110	316,300	361,100	415,400		
111	316,800	361,500	415,900		
112	317,300	361,900	416,300		
113	317,800	362,300	416,700		
114	318,200	362,700	417,200		
115	318,700	363,100	417,700		
116	319,200	363,500	418,100		
117	319,600	363,900	418,500		
118	320,000	364,300	419,000		
119	320,300	364,700	419,400		
120	320,600	365,100	419,800		
121	320,900	365,500	420,200		
122	321,300	365,800	420,700		
123	321,600	366,200	421,100		
124	321,900	366,600	421,500		
125	322,200	367,000	421,900		
126	322,600	367,300	422,400		
127	322,900	367,700	422,800		
128	323,200	368,100	423,200		
129	323,500	368,500	423,600		
130	323,900		424,100		
131	324,200		424,500		
132	324,500		424,900		
133	324,800		425,300		
134	325,200		425,700		
135	325,500		426,100		
136	325,800		426,500		
137	326,100		426,900		
138	326,400		427,300		
139	326,800		427,700		
140	327,100		428,100		
141	327,400		428,500		
142	327,700				
143	328,000				
144	328,300				

145	328, 600				
146	328, 900				
147	329, 200				
148	329, 500				
149	329, 800				
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	208, 600	242, 300	285, 000	330, 200	453, 000

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で市長が定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、213, 800円とする。

別表第2（第3条関係）

行政職給料表(2)

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	188,000	259,200	289,800	322,700
2	188,500	260,400	291,000	324,600
3	189,000	261,600	292,500	326,400
4	189,500	262,900	294,000	328,200
5	190,000	264,100	295,500	330,000
6	190,500	265,300	297,000	331,700
7	191,000	266,500	298,600	333,400
8	191,600	267,700	300,200	335,100
9	192,200	268,900	301,700	336,900
10	192,700	270,100	303,300	338,700
11	193,400	271,300	304,900	340,400
12	194,000	272,500	306,600	342,200
13	194,600	273,700	308,200	343,900
14	195,300	274,900	309,800	345,600
15	196,100	276,100	311,400	347,400
16	196,900	277,300	312,900	349,100
17	197,700	278,500	314,400	350,800
18	198,800	279,700	316,000	352,500
19	199,900	280,900	317,600	354,300
20	201,100	282,100	319,200	356,100
21	202,500	283,300	320,700	357,800
22	203,800	284,500	322,200	359,600
23	205,100	285,700	323,700	361,300
24	206,400	286,900	325,300	363,000
25	207,700	288,100	326,800	364,700
26	209,100	289,300	328,200	366,300
27	210,600	290,500	329,600	367,900
28	212,100	291,700	331,000	369,400
29	213,700	292,900	332,400	370,900
30	215,200	294,000	333,800	372,100
31	216,700	295,200	335,200	373,300
32	218,300	296,400	336,600	374,500
33	219,900	297,600	338,000	375,700
34	221,500	298,800	339,400	376,800
35	223,100	300,000	340,700	377,800
36	224,800	301,200	341,900	378,900
37	226,400	302,400	343,100	379,900
38	228,000	303,600	344,300	380,800
39	229,600	304,800	345,400	381,700
40	231,300	306,000	346,500	382,600
41	232,800	307,100	347,600	383,400
42	233,900	308,200	348,600	384,200
43	234,900	309,300	349,500	384,900
44	235,900	310,300	350,400	385,600
45	236,900	311,200	351,300	386,200
46	237,800	312,100	352,100	386,800
47	238,600	313,000	352,900	387,300

48	239,400	313,900	353,700	387,800
49	240,200	314,800	354,500	388,200
50	240,900	315,600	355,200	388,600
51	241,600	316,400	355,900	389,000
52	242,300	317,200	356,600	389,400
53	243,100	318,000	357,200	389,800
54	243,900	318,800	357,800	390,100
55	244,700	319,600	358,400	390,500
56	245,500	320,300	358,900	390,800
57	246,400	321,000	359,300	391,100
58	247,200	321,600	359,700	391,400
59	247,900	322,300	360,100	391,700
60	248,600	323,000	360,500	392,000
61	249,300	323,700	360,800	392,300
62	250,000	324,300	361,100	392,600
63	250,700	324,900	361,400	392,900
64	251,400	325,500	361,700	393,200
65	252,100	326,100	362,000	393,500
66	252,800	326,600	362,300	393,800
67	253,500	327,100	362,600	394,100
68	254,200	327,600	362,900	394,400
69	254,900	328,100	363,200	394,700
70	255,600	328,500	363,500	394,900
71	256,300	328,900	363,800	395,200
72	257,000	329,400	364,000	395,500
73	257,700	329,800	364,300	395,800
74	258,400	330,300	364,600	396,100
75	259,100	330,700	364,900	396,400
76	259,800	331,000	365,200	396,700
77	260,500	331,300	365,500	396,900
78	261,200	331,600	365,800	397,200
79	261,900	331,900	366,000	397,500
80	262,600	332,200	366,300	397,800
81	263,300	332,500	366,600	398,100
82	264,100	332,800	366,900	398,400
83	264,800	333,100	367,200	398,700
84	265,500	333,400	367,500	399,000
85	266,300	333,700	367,800	399,200
86	267,100	334,000	368,000	399,500
87	267,900	334,300	368,300	399,800
88	268,600	334,600	368,600	400,100
89	269,400	334,800	368,900	400,400
90	270,200	335,100	369,200	400,700
91	270,900	335,400	369,500	401,000
92	271,700	335,700	369,800	401,300
93	272,500	336,000	370,100	401,600
94	273,300	336,300	370,400	401,900
95	274,100	336,600	370,700	402,200
96	274,900	336,800	371,000	402,500
97	275,700	337,100	371,300	402,800
98	276,400	337,400	371,500	403,100
99	277,100	337,700	371,800	403,400
100	277,800	338,000	372,100	403,700

101	278, 500	338, 200	372, 400	404, 000
102	279, 300	338, 500	372, 700	404, 300
103	280, 100	338, 800	373, 000	404, 600
104	280, 900	339, 100	373, 300	404, 900
105	281, 700	339, 400	373, 500	405, 200
106	282, 500	339, 700	373, 800	405, 500
107	283, 300	340, 000	374, 100	405, 800
108	284, 100	340, 200	374, 400	406, 100
109	284, 900	340, 500	374, 700	406, 400
110	285, 600	340, 800	375, 000	406, 700
111	286, 300	341, 100	375, 300	407, 000
112	287, 000	341, 400	375, 600	407, 300
113	287, 700	341, 700	375, 800	407, 600
114	288, 300	342, 000	376, 100	407, 900
115	288, 900	342, 300	376, 400	408, 200
116	289, 500	342, 600	376, 700	408, 500
117	290, 100	342, 900	377, 000	408, 800
118	290, 600	343, 200	377, 300	409, 100
119	291, 000	343, 500	377, 600	409, 400
120	291, 400	343, 800	377, 900	409, 700
121	291, 800	344, 100	378, 200	410, 000
122	292, 100	344, 400	378, 500	410, 300
123	292, 400	344, 700	378, 700	410, 600
124	292, 700	345, 000	379, 000	410, 900
125	293, 000	345, 300	379, 300	411, 200
126	293, 300	345, 600	379, 600	411, 500
127	293, 600	345, 900	379, 900	411, 800
128	293, 900	346, 200	380, 200	412, 100
129	294, 200	346, 500	380, 500	412, 400
130	294, 500	346, 800	380, 800	412, 700
131	294, 800	347, 100	381, 100	413, 000
132	295, 000	347, 400	381, 400	413, 300
133	295, 300	347, 700	381, 700	413, 600
134	295, 600	348, 000	382, 000	413, 900
135	295, 900	348, 300	382, 300	414, 200
136	296, 200	348, 600	382, 600	414, 500
137	296, 500	348, 900	382, 900	414, 800
138	296, 800	349, 200	383, 200	415, 100
139	297, 000	349, 500	383, 500	415, 400
140	297, 300	349, 800	383, 800	415, 700
141	297, 600	350, 100	384, 100	416, 000
142	297, 900	350, 400	384, 400	416, 300
143	298, 200	350, 700	384, 700	416, 600
144	298, 500	351, 000	385, 000	416, 900
145	298, 800	351, 300	385, 300	417, 200
146	299, 000	351, 600	385, 600	417, 500
147	299, 300	351, 900	385, 900	417, 800
148	299, 600	352, 200	386, 200	418, 100
149	299, 900	352, 500	386, 500	418, 400
150	300, 200	352, 800	386, 800	
151	300, 500	353, 100	387, 100	
152	300, 800	353, 400	387, 400	
153	301, 100	353, 700	387, 700	

154	301,300	354,000	388,000	
155	301,600	354,300	388,300	
156	301,900	354,600	388,600	
157	302,200	354,900	388,900	
158	302,500	355,200	389,200	
159	302,800	355,500	389,500	
160	303,100	355,800	389,800	
161	303,400	356,100	390,100	
162	303,700	356,400	390,400	
163	304,000	356,700	390,700	
164	304,200	357,000	391,000	
165	304,500	357,300	391,300	
166	304,800	357,600	391,600	
167	305,100	357,900	391,900	
168	305,400	358,200	392,200	
169	305,700	358,500	392,500	
170	306,000	358,800	392,800	
171	306,300	359,100	393,100	
172	306,600	359,400	393,400	
173	306,900	359,700	393,700	
174	307,200	360,000	394,000	
175	307,500	360,300	394,300	
176	307,800	360,600	394,600	
177	308,100	360,900	394,900	
178	308,400	361,200	395,200	
179	308,700	361,500	395,500	
180	309,000	361,800	395,800	
181	309,300	362,100	396,100	
182	309,600	362,400	396,400	
183	309,900	362,700	396,700	
184	310,200	363,000	397,000	
185	310,500	363,300	397,300	
186	310,800	363,600	397,600	
187	311,100	363,900	397,900	
188	311,400	364,200	398,200	
189	311,700	364,500	398,500	
190	312,000	364,800	398,800	
191	312,300	365,100	399,100	
192	312,600	365,400	399,400	
193	312,900	365,700	399,700	
194	313,200	366,000		
195	313,500	366,300		
196	313,800	366,600		
197	314,100	366,900		
198	314,400	367,200		
199	314,700	367,500		
200	315,000	367,800		
201	315,300	368,100		
202	315,600	368,400		
203	315,900	368,700		
204	316,200	369,000		
205	316,500	369,300		
206	316,800	369,600		

207	317, 100	369, 900		
208	317, 400	370, 200		
209	317, 700	370, 500		
210	318, 000	370, 800		
211	318, 300	371, 100		
212	318, 600	371, 400		
213	318, 900	371, 700		
214	319, 200	372, 000		
215	319, 500	372, 300		
216	319, 800	372, 600		
217	320, 100	372, 900		
218	320, 400	373, 200		
219	320, 700	373, 500		
220	321, 000	373, 800		
221	321, 300	374, 100		
222	321, 600	374, 400		
223	321, 900	374, 700		
224	322, 200	375, 000		
225	322, 500	375, 300		
226	322, 800			
227	323, 100			
228	323, 400			
229	323, 700			
230	324, 000			
231	324, 300			
232	324, 600			
233	324, 900			
234	325, 200			
235	325, 500			
236	325, 800			
237	326, 100			
238	326, 400			
239	326, 700			
240	327, 000			
241	327, 300			
242	327, 600			
243	327, 900			
244	328, 200			
245	328, 500			
246	328, 800			
247	329, 100			
248	329, 400			
249	329, 700			
250	330, 000			
251	330, 300			
252	330, 600			
253	330, 900			
254	331, 200			
255	331, 500			
256	331, 800			
257	332, 100			
258	332, 400			
259	332, 700			

260	333,000			
261	333,300			
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	219,300	234,400	255,600	288,700

備考 この表は、技能労務系の職務に従事する職員に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三鷹市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(期末手当の特例)

- 3 改正後の条例第15条第2項の規定の適用については、令和7年12月1日を基準日として支給する期末手当に限り、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の96.25」とあるのは「100分の97.5」とする。

(勤勉手当の特例)

- 4 改正後の条例第15条の2第2項の規定の適用については、令和7年12月1日を基準日として支給する勤勉手当に限り、同項中「100分の118.75」とあるのは「100分の120」と、「100分の138.75」とあるのは「100分の140」と、「100分の148.75」とあるのは「100分の150」とする。

(給与の内払)

- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の三鷹市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

給料表の全級全号給を改めるとともに、初任給並びに期末手当及び勤勉手当の支給率を引き上げるほか、規定を整備するため、本案を提出します。

令和7年度給与改定状況

1 給与改定

(1) 総括

(単位 円)

区 分	現行平均給与月額	改定後平均給与月額	改定額	改定率	備 考
給 料	325,585	338,030	12,445	3.11%	給料表改定率 [3.82%]
扶養手当	5,501	5,501	0	0.00%	
地域手当	54,911	56,902	1,991	0.50%	
住居手当	2,195	2,195	0	0.00%	
管理職手当	12,109	12,109	0	0.00%	
計	400,301	414,737	14,436	3.61%	

(2) 初任給の改定状況

(単位 円)

区 分	現行給料月額	改定後給料月額	改定額	改定率
上 級	225,500	242,000	16,500	7.32%
中 級	199,700	213,800	14,100	7.06%
初 級	188,000	200,300	12,300	6.54%

(3) 期末・勤勉手当の改定

区 分		現 行 支給月数 A	改定後支給月数		改定月数 (C-A)
			令和7年度 B	令和8年度 以降 C	
期 末 手 当	6月期	1.25月 (0.70月)	1.25月 (0.70月)	1.2625月 (1.2625月)	0.0125月 (0.5625月)
	12月期	1.25月 (0.70月)	1.275月 (1.275月)	1.2625月 (1.2625月)	0.0125月 (0.5625月)
	計	2.50月 (1.40月)	2.525月 (1.975月)	2.525月 (2.525月)	0.025月 (1.125月)
勤 勉 手 当	6月期	1.175月 (0.575月)	1.175月 (0.575月)	1.1875月 (1.1875月)	0.0125月 (0.6125月)
	12月期	1.175月 (0.575月)	1.20月 (1.20月)	1.1875月 (1.1875月)	0.0125月 (0.6125月)
	計	2.35月 (1.15月)	2.375月 (1.775月)	2.375月 (2.375月)	0.025月 (1.225月)
合 計		4.85月 (2.55月)	4.90月 (3.75月)	4.90月 (4.90月)	0.05月 (2.35月)

() は、再任用職員の支給月数

2 実施時期

令和7年4月1日から実施する。ただし、期末・勤勉手当の改定については、令和7年12月1日から実施する。

議案第 53 号

三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年11月28日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三鷹市職員の給与に関する条例（昭和26年三鷹市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「1万5,000円」を「4万円を超えない範囲内の額」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行し、同月以後の家賃につき支給する住居手当から適用する。

提案理由

人財の確保及び定着並びに防災力の強化を図ることを目的に、住居手当の月額を見直すため、本案を提出します。

議案第 54 号

三鷹市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年11月28日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の
一部を改正する条例

三鷹市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成25年三鷹市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	397,700円
2	448,200円
3	501,600円
4	571,900円
5	649,300円
6	738,800円

第7条中「第13条の4第1項、第15条第2項及び第15条の2第2項」を「第13条の4第1項及び第2項、第15条第2項並びに第15条の2第2項」に、「第13条の4第1項」を「第13条の4第1項及び第2項」に、「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の95」を「100分の96.25」に、「100分の80」を「100分の81.25」に、「100分の117.5」を「100分の118.75」に、「100分の137.5」を「100分の138.75」に、「100分の147.5」を「100分の148.75」に、「100分の112.5」を「100分の113.75」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三鷹市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第1項の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（期末手当及び勤勉手当の特例）

- 3 改正後の条例第7条の規定の適用については、令和7年12月1日を基準日として支給する期末手当及び勤勉手当に限り、同条中「100分の81.25」とあるのは「100分の82.5」、「100分の113.75」とあるのは「100分の115」とする。

（給与の内払）

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の三鷹市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支

払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

給料表の全号給を改めるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給率を引き上げるほか、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第 55 号

三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年11月28日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例

三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例（昭和27年三鷹市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の242.5」を「100分の245」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第2項の規定の適用については、令和7年12月1日を基準日として支給する期末手当に限り、同項中「100分の245」とあるのは、「100分の247.5」とする。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

期末手当の支給率を引き上げるため、本案を提出します。

議案第 56 号

三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年11月28日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例

三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例（昭和27年三鷹市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費」に改め、「内国旅行の場合は別表第2、外国旅行の場合は別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

旅費額表

種目	額
鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊手当及び渡航雑費	一般職の職員と同額。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額を上限として支給することができる。 (1) 鉄道賃 ア 特別車両料金を徴する客室を運行する線路により移動するとき 特別車両料金の額 イ 内国旅行の場合であって、運賃の等級が区分された鉄道により移動するとき 最上級の運賃の額 (2) 船賃 ア 特別船室料金を徴する船舶を運行する航路により移動するとき 特別船室料金の額 イ 内国旅行の場合であって、運賃の等級が3階級に区分された船舶により移動するとき 最上級の運賃の額 ウ 内国旅行の場合であって、運賃の等級が2階級に区分された船舶により移動するとき 上級の運賃の額 エ 内国旅行の場合であって、運賃の等級が2階級に区分され、同一階級の運賃が更に2以上に区分された船舶により移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額 オ 外国旅行の場合であって、運賃の等級が2以上の階級に区分され、同一階級の運賃が更に4以上に区分された船舶により移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

	カ 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が2以上の階級に区分され、同一階級の運賃が更に3に区分された船舶により移動するとき 中級の運賃の額 (3) 航空賃 ア 外国旅行の場合（イの場合を除く。） 最上級の運賃の額 イ 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が3以上に区分された航空機により移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額
宿泊費（1夜につき）	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に規定する宿泊費基準額のうち、指定職職員等に適用される額
包括宿泊費	移動に係る交通費（鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費をいう。）及び宿泊費の合計額

別表第3を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、旅費に係る規定を改めるため、本案を提出します。

議案第 57 号

三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を
改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年11月28日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を
改正する条例

三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例（平成5年三鷹市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の242.5」を「100分の245」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第2項の規定は、令和7年12月1日を基準日として支給する期末手当に限り、同項中「100分の245」とあるのは、「100分の247.5」とする。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の規定に基づいて支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

期末手当の支給率を引き上げるため、本案を提出します。

議案第 58 号

三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を
改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年11月28日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を
改正する条例

三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例（平成5年三鷹市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、費用弁償に係る規定について整備するため、本案を提出します。

議案第 59 号

三鷹市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年11月28日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

三鷹市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和27年三鷹市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第2条中第69号を第70号とし、第68号を第69号とし、第67号の次に次の1号を加える。

（68）公契約審議会委員

第3条第2項中「第69号」を「第70号」に改め、同条第3項中「及び第67号」を「、第67号及び第68号」に、「第69号」を「第70号」に改める。

第4条第1項ただし書中「第69号」を「第70号」に改める。

第10条第2項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費」に改める。

別表第2中

「

人権を尊重するまち三鷹審議会委員	10,000円
------------------	---------

を

」

「

人権を尊重するまち三鷹審議会委員	10,000円
公契約審議会委員	10,000円

に改める。

」

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三鷹市非常勤職員の報酬等に関する条例第10条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

提案理由

新たに設置される三鷹市公契約審議会の委員に関し報酬を定めることとしたほか、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、費用弁償に係る規定について整備するため、本案を提出します。

議案第 60 号

三鷹市一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年11月28日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

三鷹市一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和45年三鷹市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (5) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の市規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の市規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第6項において同じ。）を締結したものをいう。

第2条に次の1項を加える。

- 2 この条例において「職務の級」とは、三鷹市職員の給与に関する条例（昭和26年三鷹市条例第32号）第3条に規定する給料表による職務の級をいう。

第3条第4項中「まで」及び「その出発前に」を削り、「又は旅行依頼」を「若しくは旅行依頼」に、「を変更（取消しを含む。以下同じ。）され」を「の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け」に、「において」を「その他市規則で定める場合には」に改め、「金額があるときは、当該」を削り、「なった金額」を「なる金額又は支出を要する金額」に改め、同条第5項中「交通機関等の事故その他」を「天災その他市規則で定める事情」に改め、同条に次の1項を加える。

- 6 第1項から第3項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に改める。

第6条を削る。

第7条中「旅費は」の右に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、次章に定める種目及び内容に基づき」を加え、「旅費により」を「旅費によって」に改め、同条ただし書中「方法によって」を「方法により」に改め、同条を第6条とする。

第8条及び第9条を削り、第10条を第7条とし、第11条を第8条とする。

第12条を削る。

第13条第1項中「及び」を「若しくは」に改め、「その精算をしようとするもの」の右に「又は旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「当該旅費」の右に「又は当該金額」を加え、「支払担当者等」を「支出担当者等」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の右に「又は旅費に相当する金額」を、「金額の支給」の右に「又は支払」を加え、同条第3項中「支払担当者等」を「支出担当者等」に改め、同条を第9条とする。

第2章を次のように改める。

第2章 旅費の種目及び内容

(旅費の種目)

第10条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

(鉄道賃)

第11条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他市規則で定めるものをいう。次項及び第14条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 座席指定料金

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により職務の級が3級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(船賃)

第12条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定す

る船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他市規則で定めるものをいう。次項及び第14条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料
- (4) 特別船室料金（外国旅行に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合であつて、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める額とする。

- (1) 内国旅行の場合であつて、運賃の等級が3階級に区分された船舶により移動するとき 中級の運賃の額
- (2) 内国旅行の場合であつて、運賃の等級が2階級に区分された船舶により移動するとき 下級の運賃の額
- (3) 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が2以上の階級に区分された船舶により移動するとき 最上級の運賃の額
- (4) 第1号及び第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に2以上に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 第1号の規定に該当するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額
 - イ 第2号の規定に該当するとき 最上級の運賃の額
- (5) 第3号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に4以上に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 職務の級が4級以上の者が移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額
 - イ 職務の級が3級以下の者が移動するとき 職務の級が4級以上の者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃の額
- (6) 第3号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に3に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 職務の級が4級以上の者が移動するとき 中級の運賃の額

イ 職務の級が3級以下の者が移動するとき 下級の運賃の額

(7) 第3号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に2に区分された船舶により移動するとき 下級の運賃の額

(航空賃)

第13条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他市規則で定めるものをいう。次項及び次条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

(1) 外国旅行の場合であって、長時間にわたる移動として市規則で定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げる場合を除く。）最上級の運賃の額

(2) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額
(その他の交通費)

第14条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により移動に要する費用の算定ができない場合には、路程1キロメートルにつき37円とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供す

る自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項ただし書の場合には、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（宿泊費）

第15条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）により定められている宿泊費基準額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市規則で定める場合の宿泊費の額は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第16条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第11条から第14条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第17条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程により定められている宿泊手当の額とする。

（渡航雑費）

第18条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして市規則で定める費用の額とする。

（旅費の不支給）

第19条 同一職員が定期的に文書交換のため都庁に出張した場合には、旅費を支給しない。ただし、鉄道賃又は車賃を要した場合には、その実費を支給し、又は必要に応じて定期券等を交付することができる。

第3章を削る。

第25条第2項中「第2条第4号」を「第2条第1項第4号」に改め、第4章中同

条を第20条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第21条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第14条第1項ただし書に規定する場合を除く。）に係る旅費の支給額は、第11条第1項各号、第12条第1項各号、第13条第1項各号及び第14条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第15条、第16条及び第18条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第26条中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合、その他当該」を「市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他」に、「又は当該」を「又は」に改め、同条に次の1項を加える。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

第26条を第22条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第23条 支出担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又は市規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又は市規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、市規則で定める。

第27条を第24条とし、第28条を第25条とする。

第4章を第3章とする。

附則中「付則」を「附則」に改める。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の三鷹市一般職の職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 3 新条例第3条第4項及び第5項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の三鷹市一般職の職員等の旅費に関する条例第3条第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第23条の規定は、新条例又はこれに基づく市規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、旅費の種目及び内容並びにその支給に係る規定を改めるほか、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第 61 号

三鷹市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年11月28日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

第1条 三鷹市スポーツ施設条例（昭和48年三鷹市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

三鷹市大沢総合グラウンド	テニスコート 野球場 ソフトボール場 練習場 サッカー・ラグビー場 多目的スポーツ広場 会議室
--------------	---

を

」

「

三鷹市大沢総合グラウンド	テニスコート 野球場 ソフトボール場 練習場 サッカー・ラグビー場 多目的スポーツ広場 ボール遊びエリア バスケットボールエリア スケートボードエリア 会議室
--------------	--

に改める。

」

別表第3中

「

三鷹市大沢総合グラウンド	テニスコート 野球場（夜間照明設備あり） サッカー・ラグビー場 多目的スポーツ広場 会議室	午前7時から午後9時まで
	野球場（夜間照明設備なし） ソフトボール場 練習場	午前7時から午後7時まで（11月から翌年3月までの期間は、午前7時から午後5時まで）

」

を

「

三鷹市 大沢総合グラウンド	テニスコート 野球場（夜間照明設備あり） サッカー・ラグビー場 多目的スポーツ広場 会議室	午前7時から午後9時まで
	野球場（夜間照明設備なし） ソフトボール場 練習場	午前7時から午後7時まで（11月から翌年3月までの期間は、午前7時から午後5時まで）
	ボール遊びエリア バスケットボールエリア	午前9時から午後7時まで（11月から翌年3月までの期間は、午前9時から午後5時まで）
	スケートボードエリア	午後3時から午後6時まで（11月から翌年3月までの期間は、午後3時から午後5時まで）。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日及び土曜日並びに三鷹市公立学校の管理運営に関する規則（昭和37年三鷹市教育委員会規則第4号）第4条第1号から第3号まで及び第5号に規定する学校の休業日は、午前9時から開場とする。

」

に改める。

別表第4の4の表中

「

三鷹市 大沢総合グラウンド	テニスコート	1面2時間以内 1,500円	1人1面2時間以内 500円
	野球場	1面2時間以内 3,000円 （中学生以下の者を主な構成員とする団体が使用する場合は、1,500円）	
	ソフトボール場	1面2時間以内 3,000円 （中学生以下の者を主な構成員とする団体が使用する場合は、1,500円）	
	練習場	1面2時間以内	

		2,000円 (中学生以下の者を主な 構成員とする団体が使用 する場合は、1,000円)	
	サッカー・ラグビ ー場	1面2時間以内 3,000円 (中学生以下の者を主な 構成員とする団体が使用 する場合は、1,500円)	
	多目的スポーツ 広場	1面2時間以内 2,000円 (中学生以下の者を主な 構成員とする団体が使用 する場合は、1,000円)	
	会議室	1室2時間以内 300円	

」

を

「

三 鷹 市 大 沢 総 合 グ ラ ウ ン ド	テニスコート	1面2時間以内 1,500円	1人1面2時間以内 500円
	野球場	1面2時間以内 3,000円 (中学生以下の者を主な 構成員とする団体が使用 する場合は、1,500円)	
	ソフトボール場	1面2時間以内 3,000円 (中学生以下の者を主な 構成員とする団体が使用 する場合は、1,500円)	
	練習場	1面2時間以内 2,000円 (中学生以下の者を主な 構成員とする団体が使用 する場合は、1,000円)	
	サッカー・ラグビ ー場	1面2時間以内 3,000円 (中学生以下の者を主な 構成員とする団体が使用	

		する場合は、1,500円)	
	多目的スポーツ 広場	1面2時間以内 2,000円 (中学生以下の者を主な 構成員とする団体が使用 する場合は、1,000円)	
	ボール遊びエリ ア		無料
	バスケットボー ルエリア		無料
	スケートボード エリア		無料
	会議室	1室2時間以内 300円	

」

に改める。

第2条 三鷹市スポーツ施設条例の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 市民以外 市民以外の個人をいう。
- (3) 市内団体 構成員の半数以上が市民である団体をいう。
- (4) 市外団体 構成員の半数未満が市民である団体をいう。
- (5) 貸切使用 団体又は個人がスポーツ施設を貸切りで使用することをいう。
- (6) 個人使用 貸切使用以外の方法で個人がスポーツ施設を使用することをいう（スポーツ施設で行われる大会、イベント、教室、講習等に参加する場合を除く。）。

第2条の見出しを「（施設の名称及び位置等）」に改め、同条中「名称」の右に「、室場」を加える。

第3条第1項第2号を次のように改める。

- (2) 三鷹市大沢総合グラウンド

第3条第1項第4号及び第5号を次のように改める。

- (4) 三鷹市井口グラウンド
- (5) 三鷹市新川テニスコート

第8条の次に次の4条を加える。

(貸切使用又は個人使用できるものの範囲等)

第8条の2 市長は、三鷹市が行う事業のほか、市民の体育、スポーツ及びレクリエーション活動の用に供するため、スポーツ施設を貸切使用又は個人使用させることができる。

2 スポーツ施設を貸切使用できるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 別表第3の2に掲げる貸切使用できるスポーツ施設の区分に応じ、同表の右欄に掲げるもの
- (2) 市民の体育、スポーツ及びレクリエーション活動の普及促進に資する団体として市長が認めるもの
- (3) 三鷹市、指定管理者、国、地方公共団体、市内官公署及び市長が別に定める団体

3 スポーツ施設を個人使用できる者は、別表第3の3に掲げる個人使用できるスポーツ施設の区分に応じ、同表の右欄に掲げる者とする。

4 三鷹市大沢野川グラウンド駐車場を使用できる者は、前2項の規定にかかわらず、三鷹市大沢野川グラウンドを使用する者とする。

5 市長は、第2項及び第3項の規定にかかわらず、必要と認めるものにスポーツ施設を使用させることができる。

(貸切使用するための登録)

第8条の3 前条第2項第1号及び第2号に掲げるものが、スポーツ施設を貸切使用しようとするときは、あらかじめスポーツ施設を貸切使用するものとしての登録（以下「貸切使用登録」という。）をしなければならない。

2 市長は、貸切使用登録をしようとするものから申請があったときは、そのものの登録を行うものとする。ただし、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるときは、この限りでない。

(登録の取消し)

第8条の4 市長は、貸切使用登録をしたものが次の各号のいずれかに該当するときは、そのものの登録を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により貸切使用登録をしたとき。

(2) 第8条の2第2項各号に掲げる貸切使用できるものに該当しなくなったとき。

(3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反し、改善の見込みがないとき。

(優先貸切使用)

第8条の5 市長は、第8条の2第2項第2号のものであって貸切使用登録をしている団体、第8条の2第2項第3号のもの又は同条第5項の規定によりスポーツ施設の貸切使用を認めるものが、広く市民に体育、スポーツ及びレクリエーション活動を行う機会を提供するための事業その他規則で定める事業を行おうとするときは、規則で定めるところによりスポーツ施設を優先して貸切使用させることができる。

第9条の見出しを「(使用の申請及び承認)」に改め、同条中第1項を削り、同条第2項中「使用しようとする者」を「使用しようとするもの」に、「市長の」を「規則で定めるところにより市長に申請し、その」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

第9条の次に次の1条を加える。

(使用の承認申請の制限)

第9条の2 市長は、貸切使用登録したものが規則で定める事由に該当したときは、前条第1項に規定する使用の承認を受けるための申請を認めないことができる。

第10条第1号中「善良な」を「善良の」に改め、同条中第6号を第9号とし、第5号の次に次の3号を加える。

(6) 抽せんの方法によりスポーツ施設を使用するものを決定する場合であって、他のものが使用することが決定したとき。

(7) 使用の申請があつたスポーツ施設に空きがないとき。

(8) 第8条の5に規定する優先貸切使用の場合にあつては、その要件を満たさないとき。

第11条中「受けた者」を「受けたもの」に改め、同条第2号中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改め、同条中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 使用の承認を取り消すものとして規則で定める事由に該当したとき。

(6) 前条第1号から第5号まで又は第8号の事由に該当することとなったとき。

第20条中「第9条第2項、同条第3項、第10条（第6号を除く。）、第11条（第5号を除く。）及び」を「第8条の3第2項、第8条の4、第8条の5、第9条第1項及び第2項、第9条の2、第10条（第9号を除く。）、第11条（第7号を除く。）並びに」に、「第10条第6号」を「第10条第9号」に、「第11条第5号」を「第11条第7号」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第2条関係）

スポーツ施設		位置
名称	室場	
三鷹市総合スポーツセンター	メインアリーナ サブアリーナ 武道場 小体育室 プール トレーニング室 ランニング走路 軽体操室 多目的体育室 弓道場 アーチェリー場 会議室	三鷹市新川六丁目37番1号
三鷹市大沢総合グラウンド	テニスコート 野球場 ソフトボール場 練習場 サッカー・ラグビー場 多目的スポーツ広場 ボール遊びエリア バスケットボールエリア スケートボードエリア 会議室	三鷹市大沢五丁目7番1号
三鷹市大沢野川グラウンド	野球場 サッカー・ラグビー場 テニスコート	三鷹市大沢五丁目21番12号
三鷹市井ログラウンド	多目的グラウンド	三鷹市井ロー丁目6番1号
三鷹市新川テニスコート	テニスコート	三鷹市新川六丁目23番13号

三鷹市下連雀ゲートボール場	ゲートボール場	三鷹市下連雀九丁目 9 番 2 号
---------------	---------	-------------------

別表第 2（第 7 条関係）

スポーツ施設	休場日
三鷹市総合スポーツセンター	1 毎月第 4 月曜日。ただし、当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その日以後の休日を除く直近の日とする。 2 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（1 に掲げる日を除く。）
三鷹市大沢総合グラウンド	12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
三鷹市大沢野川グラウンド	
三鷹市井口グラウンド	
三鷹市新川テニスコート	
三鷹市下連雀ゲートボール場	

別表第 3（第 8 条関係）

スポーツ施設	開場時間
三鷹市総合スポーツセンター	午前 9 時から午後 10 時まで
三鷹市大沢 総合グラウンド	テニスコート 野球場（夜間照明設備あり） サッカー・ラグビー場 多目的スポーツ広場 会議室 野球場（夜間照明設備なし） ソフトボール場 練習場 ボール遊びエリア バスケットボールエリア スケートボードエリア
	午前 7 時から午後 9 時まで
	午前 7 時から午後 7 時まで（11 月から翌年 3 月までの期間は、午前 7 時から午後 5 時まで）
	午前 9 時から午後 7 時まで（11 月から翌年 3 月までの期間は、午前 9 時から午後 5 時まで）
	午後 3 時から午後 6 時まで（11 月から翌年 3 月までの期間は、午後 3 時から午後 5 時まで）。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日及び土曜日並びに三鷹市公立学校の管理運営に関する規則（昭和 37 年三鷹市教育委員会規則第 4 号）第 4 条第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に規定する

		学校の休業日は、午前9時から開場とする。
三鷹市大沢野球場 野川グラウンド	サッカー・ラグビー場	午前7時から午後7時まで（11月から翌年3月までの期間は、午前7時から午後5時まで）
	テニスコート	午前8時から午後6時まで（10月から翌年3月までの期間は、午前8時から午後4時まで）
三鷹市井口グラウンド		午前9時から午後5時まで（5月から8月までの期間は、午前9時から午後6時30分まで）
三鷹市新川テニスコート		午前8時から午後6時まで（10月から翌年3月までの期間は、午前8時から午後4時まで）
三鷹市下連雀ゲートボール場		午前9時から午後5時まで

別表第3の次に次の2表を加える。

別表第3の2（第8条の2関係）

貸切使用できるスポーツ施設		貸切使用できるもの
三鷹市総合スポーツセンター（トレーニング室及びランニング走路を除く。）		構成員が6人以上である、市内団体及び市外団体
三鷹市大沢総合グラウンド	テニスコート	1 満18歳以上である、市民及び市民以外 2 構成員が4人以上である、市内団体及び市外団体
	野球場 ソフトボール場 練習場 サッカー・ラグビー場	構成員が9人以上である、市内団体及び市外団体
	多目的スポーツ広場	構成員が6人以上である、市内団体及び市外団体
	会議室	構成員が4人以上である、市内団体及び市外団体
三鷹市大沢野球場 野川グラウンド	野球場 サッカー・ラグビー場	構成員が9人以上である市内団体
	テニスコート	構成員が4人以上である市内団体
三鷹市井口グラウンド		構成員が9人以上である市内団体
三鷹市新川テニスコート		1 満18歳以上の市民 2 構成員が4人以上である市内団体
三鷹市下連雀ゲートボール場		構成員が6人以上である市内団体

別表第3の3（第8条の2関係）

個人使用できるスポーツ施設	個人使用できる者
三鷹市総合スポーツセンター（会議室を除く。）	市民及び市民以外
三鷹市大沢総合グラウンド（テニスコート、ボール遊びエリア、バスケットボールエリア及びスケートボードエリアに限る。）	市民及び市民以外
三鷹市大沢野川グラウンド（テニスコートに限る。）	市民
三鷹市新川テニスコート	市民

別表第4の1の表中

「

別表第4の2の表中「施設名」を「室場名」に改める。

別表第4の3及び同表の4を次のように改める。

3 三鷹市総合スポーツセンター(弓道場、アーチェリー場及び会議室に限る。)

使用区分 室場名	貸切使用						個人使用（大人）		
	団体区分	時間区分					個人区分	利用時間 3時間	利用時間 1時間
		午前9時～正午	正午～午後3時	午後3時～午後6時	午後6時～午後9時	午後9時～午後10時			
弓道場	市内	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	800円	市民等	300円	100円
アーチェリー場（全面）	団体	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円	1,100円		400円	140円
アーチェリー場（半面）		1,650円	1,650円	1,650円	1,650円	550円			
会議室		600円	600円	600円	600円	200円		—	—
弓道場	市外	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	1,200円	市民等以外	450円	150円
アーチェリー場（全面）	団体	4,950円	4,950円	4,950円	4,950円	1,650円		600円	200円

アーチェリー場（半面）	2,480円	2,480円	2,480円	2,480円	830円		
会議室	900円	900円	900円	900円	300円	—	—

4 三鷹市大沢総合グラウンド、三鷹市大沢野川グラウンド、三鷹市井ログラウンド、三鷹市新川テニスコート

スポーツ施設		貸切使用	個人使用
三鷹市大沢総合グラウンド	テニスコート	1面2時間以内 1,500円	1人1面2時間以内 500円
	野球場	1面2時間以内 3,000円 （中学生以下の者を構成員とする団体が使用する場合は、1,500円）	—
	ソフトボール場	1面2時間以内 3,000円 （中学生以下の者を構成員とする団体が使用する場合は、1,500円）	—
	練習場	1面2時間以内 2,000円 （中学生以下の者を構成員とする団体が使用する場合は、1,000円）	—
	サッカー・ラグビー場	1面2時間以内 3,000円 （中学生以下の者を構成員とする団体が使用する場合は、1,500円）	—
	多目的スポーツ広場	1面2時間以内 2,000円 （中学生以下の者を構成員とする団体が使用する場合は、1,000円）	—
	会議室	1室2時間以内 300円	—
三鷹市大沢野川グラウンド	野球場	1面2時間以内 3,000円 （中学生以下の者を構成員とする団体が使用する場合は、1,500円）	—

		とする団体が使用する場合は、1,500円)	
	サッカー・ラグビー場	1面2時間以内 3,000円 (中学生以下の者を構成員とする団体が使用する場合は、1,500円)	—
	テニスコート	1面2時間以内 700円	1人1面2時間以内 250円
三鷹市井口グラウンド		1面2時間以内 2,600円 (中学生以下の者を構成員とする団体が使用する場合は、1,300円) 5月から8月までの期間において午後5時から午後6時30分までに1面を1時間30分以内で使用する場合は、1,950円 (中学生以下の者を構成員とする団体が使用する場合は、970円)	—
三鷹市新川テニスコート		1面2時間以内 700円	1人1面2時間以内 250円

別表第4備考第1項第1号から第4号までを削り、同表備考第1項第5号中「市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者若しくは」を「市民及び」に改め、同号を同表備考第1項第1号とし、同表備考第1項中第6号を第2号とし、第7号を第3号とし、同表備考第4項中「施設」を「室場」に改め、同表備考に次の1項を加える。

5 この表に規定のないスポーツ施設の使用料については、無料とする。

別表第5中「名称等」を「施設名」に改める。

別表第6中「名称等」を「スポーツ施設」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は規則で定める日から、第2条の規定は令和8年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の三鷹市スポーツ施設条例の規定によるスポーツ施設の使用に係る手続その他の行為は、第1条及び第2条の施行の日前においても行うことができる。

提案理由

三鷹市大沢総合グラウンドにボール遊びエリア、バスケットボールエリア及びスケートボードエリアを新設するとともに、規則等で規定していたスポーツ施設の使用に関する事項等を定めるほか、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第 62 号

三鷹市立児童遊園条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年11月28日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市立児童遊園条例の一部を改正する条例

三鷹市立児童遊園条例（昭和39年三鷹市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表上連雀あんず児童遊園の項及び下連雀さんりつ児童遊園の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年2月9日から施行する。ただし、別表の改正規定（下連雀さんりつ児童遊園の項を削る部分に限る。）は、規則で定める日から施行する。

提案理由

上連雀あんず児童遊園及び下連雀さんりつ児童遊園を廃止するため、本案を提出します。

案 内 図

廃止する児童遊園

上連雀あんず児童遊園



案 内 図

廃止する児童遊園

下連雀さんりっ児童遊園



議案第 63 号

三鷹市牟礼老人保健施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年11月28日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市牟礼老人保健施設条例の一部を改正する条例

三鷹市牟礼老人保健施設条例（平成11年三鷹市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第22項」を「第8条第28項」に改める。

第5条第1項から第3項までを次のように改める。

施設サービス等の提供を受ける者（以下「利用者」という。）のうち、介護保健施設サービスを利用するもの及び短期入所療養介護を利用するものは、別表第1に定める居住費を納入しなければならない。

2 利用者のうち、特別療養室を使用するものは、別表第2に定める使用料を納入しなければならない。

3 利用者のうち、他の施設等に提出する医療情報提供書等を請求するものは、別表第2に定める文書発行手数料を納入しなければならない。

第5条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「前3項」を「前各項」に、「食費」を「日用品費」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 利用者のうち、食事の提供を受けたものは、別表第3に定める食費を納入しなければならない。ただし、短期入所療養介護の食費については、同表に定める金額と別表第4に定める提供を受けた食事の種別ごとに合計した1日の食費の金額とを比較していずれか少ない方の金額とする。

別表を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

区分			金額（1日につき）	
介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）様式第1号の2の	生活保護受給者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）又はこれに準ずる者		個室	550円
			多床室	0円
	区市町村民税非課税世帯（別世帯の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実	老齢福祉年金受給者であつて、預貯金等（介護保険法施行規則第83条の5第1号に規定する現金等をいう。以下同じ。）の額が1,000万円以下（配偶者がある場合は、その合計額が2,000万円以下）のもの		

2による介護保険負担限度額認定証（以下「認定証」という。）の交付を受けた者	上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、配偶者が行方不明となった場合、利用者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場合における当該配偶者を除く。以下同じ。）がある場合は、その者が非課税である場合に限る。以下同じ。）	公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万9,000円以下の者であって、預貯金等の額が650万円以下（配偶者がある場合は、その合計額が1,650万円以下）のもの。ただし、法第9条第2号に規定する第2号被保険者（以下「第2号被保険者」という。）は、その預貯金等の額が1,000万円以下（配偶者がある場合は、その合計額が2,000万円以下）のもの	個室 多床室	550円 430円
		公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万9,000円超120万円以下の者であって、預貯金等の額が550万円以下（配偶者がある場合は、その合計額が1,550万円以下）のもの。ただし、第2号被保険者は、その預貯金等の額が1,000万円以下（配偶者がある場合は、その合計額が2,000万円以下）のもの	個室 多床室	1,370円 430円
		公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が120万円超の者であって、預貯金等の額が500万円以下（配偶者がある場合は、その合計額が1,500万円以下）のもの。ただし、第2号被保険者は、その預貯金等の額が1,000万円以下（配偶者がある場合は、その合計額が2,000万円以下）のもの		
	上記以外の者		その者の認定証に記載の負担限度額の額	
上記以外の者			個室 多床室	1,728円 437円

別表第1の次に次の3表を加える。

別表第2（第5条関係）

特別療養室使用料	1人室 1日につき	5,500円
	2人室 1人1日につき	3,000円
文書発行手数料	医療情報提供書 1通につき	3,000円
	その他医師が発行する証明書 1通につき	4,000円

別表第3（第5条関係）

区分			金額	
通所リハビリテーション			1食につき	720円
認定証の交付を受けた者	生活保護受給者又はこれに準ずる者	介護保健施設サービス及び短期入所療養介護	1日につき	300円
	区市町村住民税非課税世帯	老齢福祉年金受給者であって、預貯金等の額が1,000万円以下（配偶者がある場合は、その合計額が2,000万円以下）のもの		
		公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万9,000円以下の者であって、預貯金等の額が650万円以下（配偶者がある場合は、その合計額が1,650万円以下）のもの。ただし、第2号被保険者は、その預貯金等の額が1,000万円以下（配偶者がある場合は、その合計額が2,000万円以下）のもの	介護保健施設サービス	1日につき 390円
			短期入所療養介護	1日につき 600円
		公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万9,000円超120万円以下の者であって、預貯金等の額が550万円以下（配偶者がある場合は、その合計額が1,550万円以下）のもの。ただし、第2号被保険者は、その預貯金等の額が1,000万円以下（配偶者がある場合は、その合計額が2,000万円以下）のもの	介護保健施設サービス	1日につき 650円
			短期入所療養介護	1日につき 1,000円

	公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が120万円超の者であつて、預貯金等の額が500万円以下(配偶者がある場合は、その合計額が1,500万円以下)のもの。ただし、第2号被保険者は、その預貯金等の額が1,000万円以下(配偶者がある場合は、その合計額が2,000万円以下)のもの	介護保健施設サービス	1日につき 1,360 円
		短期入所療養介護	1日につき 1,300 円
	上記以外の者	介護保健施設サービス及び短期入所療養介護	その者の認定証に記載の負担限度額の額
上記以外の者		介護保健施設サービス及び短期入所療養介護	1日につき 2,070 円

別表第4（第5条関係）

食事の種別	金額（1食につき）
朝食	590 円
昼食及びおやつ	720 円
夕食	760 円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

厚生労働大臣が定める費用の額等と規定していた居住費及び規則で規定していた食費を定めるほか、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第 64 号

三鷹市まちづくり条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年11月28日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市まちづくり条例の一部を改正する条例

三鷹市まちづくり条例（平成８年三鷹市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第24条第１項第１号中「事業施行面積」を「開発区域の面積」に改め、同項第４号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法」に、「事業施行面積」を「土地の面積」に改め、同条第２項中「３年」を「１年」に改める。

第31条第１項第１号中「事業施行面積」を「開発区域の面積」に改める。

第42条第５号及び第７号中「第41条」を「前条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

同一の開発事業者等が隣接する区域で連続して行う開発事業について、従前の開発事業の完了の日の翌日から起算して１年以内のものを一体の開発事業とみなすこととするほか、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第 65 号

三鷹市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年11月28日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市下水道条例の一部を改正する条例

三鷹市下水道条例（昭和38年三鷹市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長等の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第6条第2項中「置かなければ」を「選任しなければ」に改める。

第6条の3第1項第2号中「専任の」を削り、「置く」を「選任する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害その他非常の場合において、排水設備の新設等の工事の施行に関し市長の指定を受けた排水設備工事事業者以外の者にその工事を行わせることができることとするほか、排水設備工事責任技術者の専任義務の見直しを行うため、本案を提出します。

議案第 66 号

三鷹市吉村昭書斎の指定管理者の指定について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年11月28日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市吉村昭書斎の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、三鷹市吉村昭書斎の指定管理者を次のとおり指定する。

施 設	指定管理者	指定の期間
三鷹市吉村昭書斎 三鷹市井の頭三丁目3番17号	三鷹市上連雀六丁目12番14号 公益財団法人 三鷹市スポーツと文化財団	令和8年4月 1日から令和 11年3月31日 まで

提案理由

三鷹市吉村昭書斎の指定管理者を指定するため、本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 (第1項及び第2項省略)

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(第4項省略)

- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(以下省略)

議案第 67 号

三鷹市立アニメーション美術館の指定管理者の指定について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年11月28日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市立アニメーション美術館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、三鷹市立アニメーション美術館の指定管理者を次のとおり指定する。

施 設	指定管理者	指定の期間
三鷹市立アニメーション美術館 三鷹市下連雀一丁目1番83号	三鷹市下連雀一丁目1番83号 公益財団法人 徳間記念アニメーション文化財団	令和8年4月 1日から令和 18年3月31日 まで

提案理由

三鷹市立アニメーション美術館の指定管理者を指定するため、本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 (第1項及び第2項省略)

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(第4項省略)

- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(以下省略)

議案第 68 号

大沢コミュニティ・センター等の指定管理者の指定について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年11月28日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

大沢コミュニティ・センター等の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大沢コミュニティ・センター等の指定管理者を次のとおり指定する。

施 設	指定管理者	指定の期間
大沢コミュニティ・センター 三鷹市大沢四丁目25番30号	三鷹市大沢四丁目25番30号 大沢住民協議会	令和8年4月 1日から令和 18年3月31日 まで
牟礼コミュニティ・センター 三鷹市牟礼七丁目6番25号	三鷹市牟礼七丁目6番25号 三鷹市東部地区住民協議会	
井口コミュニティ・センター 三鷹市井口一丁目13番32号	三鷹市井口一丁目13番32号 三鷹市西部地区住民協議会	
井の頭コミュニティ・センタ ー 三鷹市井の頭二丁目32番30号	三鷹市井の頭二丁目32番30号 三鷹市井の頭地区住民協議会	
新川中原コミュニティ・セン ター 三鷹市新川一丁目11番1号	三鷹市新川一丁目11番1号 新川中原住民協議会	
連雀コミュニティ・センター 三鷹市下連雀七丁目15番4号	三鷹市下連雀七丁目15番4号 連雀地区住民協議会	
三鷹駅前コミュニティ・セン ター 三鷹市下連雀三丁目13番10号	三鷹市下連雀三丁目13番10号 三鷹駅周辺住民協議会	

提案理由

大沢コミュニティ・センター等の指定管理者を指定するため、本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 (第1項及び第2項省略)

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(第4項省略)

- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(以下省略)

議案第 69 号

三鷹市北野ハピネスセンターの指定管理者の指定について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年11月28日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市北野ハピネスセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、三鷹市北野ハピネスセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

施 設	指定管理者	指定の期間
三鷹市北野ハピネスセンター 三鷹市北野一丁目9番29号	東京都国立市泉三丁目30番地の 5 社会福祉法人 睦月会	令和8年4月 1日から令和 13年3月31日 まで

提案理由

三鷹市北野ハピネスセンターの指定管理者を指定するため、本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 (第1項及び第2項省略)

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(第4項省略)

- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(以下省略)

議案第 70 号

赤鳥居通り駐輪場等の指定管理者の指定について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年11月28日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

赤鳥居通り駐輪場等の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、赤鳥居通り駐輪場等の指定管理者を次のとおり指定する。

施 設	指定管理者	指定の期間
赤鳥居通り駐輪場 三鷹市下連雀三丁目37番2号	三鷹市下連雀三丁目38番4号 株式会社 まちづくり三鷹	令和8年4月 1日から令和 13年3月31日 まで
上連雀二丁目駐輪場 三鷹市上連雀二丁目7番25号		
さくら通り第1駐輪場 三鷹市下連雀三丁目21番32号		
さくら通り第2駐輪場 三鷹市下連雀三丁目21番30号		
しろがね通り第1駐輪場 三鷹市下連雀三丁目30番2号		
しろがね通り第2駐輪場 三鷹市下連雀三丁目28番9号		
すずかけ駐輪場 三鷹市下連雀三丁目16番7号		
禅林寺通り第1駐輪場 三鷹市下連雀三丁目43番7号		
禅林寺通り第2駐輪場 三鷹市下連雀三丁目37番26号		
禅林寺通り第3駐輪場 三鷹市下連雀三丁目41番4号		
禅林寺通り第4駐輪場 三鷹市下連雀三丁目38番16号		
三鷹駅南口中央駐輪場 三鷹市下連雀三丁目25番11号		
三鷹駅南口西駐輪場 三鷹市下連雀三丁目44番17号		
三鷹駅南口東駐輪場 三鷹市下連雀三丁目15番3号		

三鷹産業プラザ駐輪場 三鷹市下連雀三丁目38番4号	
三鷹駅南口駐輪場 三鷹市下連雀三丁目36番1号	
井の頭第1駐輪場 三鷹市井の頭三丁目3番12号	
つつじヶ丘駐輪場 三鷹市中原一丁目13番9号	
三鷹台第1駐輪場 三鷹市井の頭二丁目1番19号	
三鷹台第3駐輪場 三鷹市井の頭一丁目30番17号	
三鷹台第4駐輪場 三鷹市井の頭一丁目29番15号	

提案理由

赤鳥居通り駐輪場等の指定管理者を指定するため、本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 (第1項及び第2項省略)

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(第4項省略)

- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(以下省略)

議案第 71 号

令和 7 年度三鷹市一般会計補正予算（第 3 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年11月28日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 72 号

令和 7 年度三鷹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年11月28日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 73 号

令和 7 年度三鷹市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年11月28日

提出者 三鷹市長 河 村 孝